那須塩原市水処理センター等維持管理業務委託

仕様書

平成２７年１０月

那須塩原市　上下水道部下水道課

第１章 総則

１．業務目的

本業務は、市が設置した黒磯水処理センター、塩原水処理センター及び中継ポンプ場（以下「水処理センター等」という。）の維持管理を適切に行い、設備の長寿命化を図るとともに、安定した下水処理を維持して安心した放流水質を保つため、各種業務について事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理が実現できるよう、複数年契約で包括的に委託するものであり、より良い維持管理体制を構築し、コストの削減を図ることを目的とするものである。

２．適用範囲

（１） 本仕様書は、市が発注する那須塩原市水処理センター等維持管理業務委託に適用する。受託者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務対象施設の概要は、（別表 1）に示すとおりである。

（２） 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者との協議により決定する。

３．履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間 平成２８年４月１日から平成 ３３年３月３１日まで

（準備引継ぎの移行期間は、委託契約締結日から平成２８年３月３１日までとし、この期間に要する費用は受託者の負担とする。）

４．用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「指示」とは、市の発議により、市が受託者に対し、市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（2）「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が市に報告し、市が了解することをいう。

（3）「協議」とは、市と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

５．費用の負担

本仕様書に明記のない維持管理等に伴う必要な費用は、市と受託者との協議により決定する。

６．秘密の保持等

（１） 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を、受託期間、受託期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

（２） 業務の実施により得られた資料及び成果の所有は市に帰属するものとし、受託者は、市の承諾なくこれらを公表してはならない。

（３）業務の実施に伴う、施設情報、維持管理情報を、形式に係わらず外部に持ち出してはならない。ただし、市に書面をもって承認を得た場合はこの限りではない。

７．法令等の遵守

（１） 受託者は、業務を実施するに当たり、（別表 2）遵守法令等に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

（２） 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。

８．公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

９．提出書類

（１） 受託者は、契約締結後、速やかに（別表 3）業務着手時の提出書類に示す書類を市に提出

し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は市の指示によるものとする。

（2） 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届（変更版）を市に提出しなければならない。

（3） 受託者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、（別表 4）業務実施期間中の提出資料に示す作業予定表等の書類を市に提出しなければならない。各書類の様式は市の指示によるものとする。

１０．官公署等への手続き

（1） 受託者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

（2）受託者は、業務の実施にあたり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に市に報告しなければならない。

（3） 受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

１１．法的資格者の配置

受託者は、業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は維持管理業務計画書に記載するものとする。

（1）下水道法施行令第１５条の３に定める資格を有する技術者（専任常駐とする。）

（2）電気主任技術者（再委託可）

（3）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

（4）第１種電気工事士者

（5）乙種第４類危険物取扱者

（6）一級ボイラー技士者

（7）小型移動式クレーン運転技能講習修了者

（8）玉掛技能講習修了者

（9）自動車運転免許（中型車 8t 限定以上）

（１０）その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

１２．業務従事者の配置要件

受託者は、業務について最良の結果が得られるよう、従事者を配置するものとする。なお、配置する業務従事者は次のとおりする。また、配置計画等の詳細は維持管理業務計画書に記載するものとする。

（1）業務総括責任者（現場代理人）は、下水道法施行令第１５条の３に該当し、下水道処理施設において３年以上の業務総括責任者の経験を有する者又は下水道処理施設において５年以上の副総括責任者の経験を有する者。

（2）副総括責任者は、下水道法施行令第１５条の３に該当し、下水道処理施設において３年以上の主任者の経験を有する者。

（3）主任者は、下水道処理施設の維持管理に関する実務に３年以上の経験を有する者。

（4）水質試験員は、化学の知識を有し、下水道処理施設の水質分析に関する実務に３年以上の経験を有する者。

（5）技術員及び技能員は、下水道処理施設の維持管理に必要な専門的技術若しくは経験を有する者。

（6）前項に示す下水道処理施設とは、標準活性汚泥法（高度処理法を含む）を用いる水処理施設又は同等以上の処理方法を用いる水処理施設を言う。

（7）上項の（1）から（4）に該当する業務従事者は、受託者と直接的かつ恒久的な雇用関係にある者であり、その雇用関係が業務着手時に３年以上経過している者に限る。
（8）受託者は、従事者を社内教育等において下水道維持管理に関する専門的講習を受講させ、所定の業務に従事させるものとする。
（9）受託者は、善良な従事者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。市は業務に著しく不適当と認められるときは、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるよう請求することができる。
（１０）受託者は、大雨、台風、地震等の自然災害、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、１時間以内に従事者を非常招集できる体制を確保しなければならない。

１３．再委託先の届出

（1） 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。
（2） 市は、業務の実施に当たって、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

１４．協力義務

（1） 受託者は、業務の履行期間中に市の発注した工事等に協力しなければならない。
（2） 受託者は市が施設で実施する行事等に協力しなければならない。

１５．業務事務所

（1） 受託者が業務を実施する事務所は、市の施設である黒磯水処理センターと塩原水処理センター内事務所（以下、「業務事務所」という。）とし、無償で貸与する。
（2） 受託者は、前項の業務事務所を善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、業務の目的以外に使用してはならず、市の承諾なく改造等を行ってはならない。
（3）業務事務所及び施設の維持管理業務の履行上必要となる電気、水道、通信等の公共料金に係る使用料金は、受託者が負担する。
（4）施設の代表電話、FAX は、受託者が経費を負担し維持すること。
（5）内線電話の維持管理も受託者の負担とする。
（6）施設の備品については、市より無償で貸与する。受託者が使用した貸与品の故障等に伴う修理・交換費用については、受託者の負担とする。
（7）インターネット等通信に関する契約及び設置は、受託者の負担とする。

１６．機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備をしなければならない。車両の配備については、巡回車両を本事業専属車両として業務事務所に配備する。その他、受託者が準備すべき機材は、（別表 5）準備機材に示すものを標準とし、迅速な対応がとれるよう準備すること。

１７．打合せ及び記録

（1） 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、市と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成し、市にその確認を受けなければならない。
（2） 受託者は、作業内容について、作業日報により市に報告しなければならない。
（3） 受託者は、当該月に実施予定の作業内容について、月間維持管理作業予定表を前月 25 日までに市に報告しなければならない。
（4） 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、市に事前に報告しなければならない。

１８．貸与資料

業務の履行において貸与する図書は、（別紙 6）に記載された各完成工事図書とする。

１９．参考図書

業務の履行において参考とする図書は、次に記載された最新版図書とする。

（1）下水道施設改築・修繕マニュアル(案)（日本下水道協会）

（2）下水道施設維持管理積算要領　－終末処理場、ポンプ場施設編－（日本下水道協会）

（3）下水道維持管理指針（日本下水道協会）

第２章 安全管理

１．一般事項

（1） 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

（2） 気象情報に十分注意を払い、災害が予想される場合は直ちに体制をとること。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。

（3） 事故防止を図るため、安全管理については、維持管理業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

（4）受託者は、業務の履行にあたり、安全上の障害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに速やかに市に報告を行い、追加措置等について協議しなければならない。

２．安全教育

（1） 受託者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図ること。

（2） 受託者は、労働省令で決める作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

（3）受託者は､維持管理に必要な知識及び技術の向上のため､定期的に特別な教育を行うこと。

３．労働災害防止

（1）受託者は､現場の作業環境を常に良好な状態に保ち､点検･操作通路等の安全を図ること。

（2）酸素欠乏や有毒ガス等が発生する恐れのある場所などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（3） 資格を必要とする作業を行う場合は、必ず有資格者によって行うこと。

４．火災の防止

施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気使用箇所に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。また、消防法令に準拠した点検や訓練等を計画的に行わなければならない。

５．部外者の侵入防止等

受託者は、設備への危害、物品等の盗難を防止するため、十分な監視により関係者以外の第三者等の侵入防止を図らなければならない。また、危険場所等には、標識等を設置する。

第３章 業務内容

第１節 共通

１．一般事項

（1）記載されている業務における費用はすべて契約に含まれるものとする。

（2）受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、維持管理情報とし

てデータベース化を行わなければならない。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と受託者の協議により決定するものとする。

第２節 維持管理計画等の作成

受託者は、本業務を実施するにあたって、契約日の翌日から履行期間開始前までに、履行期間中における維持管理業務の内容を網羅した維持管理業務計画書等を作成し、市の承諾を得ること。

１．維持管理業務計画書

履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。維持管理業務計画書には、以下の内容を記載すること。

（１）維持管理方針と目標等

①下水道施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務実施の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢及び実現性が把握できるように記載すること。

②施設の概要や状況を把握し、維持管理業務における目標指標、目標値の設定及び課題を記載すること。

（２）組織体制及び人員配置計画

①維持管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、指揮系統及び分担等が明確に把握できるよう具体的な資格者の配置も含めて記載すること。

②再委託する場合はその委託先の名称及び契約内容について記載すること。

③有資格者リスト及びその配置状況を記載すること。また、資格が確認できる資料（資格者証の写し及び経歴書等）を添付すること。

（３）安全衛生管理体制

①事故等を未然に防止し、安全に業務を遂行するための作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。

②見学者、外部侵入者対策について記載すること。

（４）運転操作監視業務計画

①対象施設の運転操作監視について、体制を含めた実施計画を記載すること。

（５）保守点検業務計画

①対象施設を安定的に維持していくための保守点検について、設備点検の内容、点検頻度、点検要領について具体的に記載すること。

（６）水質試験業務計画

①仕様書要求水準を踏まえた業務体制及び環境計測計画の実施方法等について具体的に記載すること。

②水質試験業務に使用する機器や薬品等の安全管理方針及び体制について具体的に記載すること。

（７）分解整備修繕計画

①分解整備及び修繕等に対する実施方針及び体制について記載すること。

（８）清掃計画

①施設の清掃等について、実施方法等を具体的に記載すること。

（９）緊急時対応計画

①自然災害、重大事故等の緊急事態における対応の考え方、体制及び対応手順について記載すること。

（１０）その他

①環境対策として施設周辺環境等への配慮という観点から留意点を整理し、具体的な対処方

法等について記載すること。

②施設の省エネルギー等の対策やコスト縮減（薬品使用量、燃料使用量、電力使用量等）を記載すること。

③物品等の調達及び管理について、施設運営を行うために必要な物品等の調達方法、効率的な管理方法及び年間使用計画等を記載すること。

④周辺住民から苦情等があった場合の行動指針を策定し、具体的な対応手順について記載すること。

⑤見学者の対応として、見学ルート及び説明内容を検討し、具体的な対応手順について記載すること。

⑥火元責任者、緊急時連絡体制系統図、苦情受付時連絡体制系統図、緊急・災害時の協力会社一覧、その他業務履行上必要な書類を作成し、添付すること。

２．地震対応マニュアル

地震強度、時間帯を想定して、職員の配置、出勤状況を把握し、的確な状況を判断し、最善の運転管理ができるようマニュアルを作成すること。

３．豪雨対応マニュアル

集中豪雨、広域的な豪雨を想定して、職員の配置、出勤状況を把握し、的確な状況を判断し、最善の運転管理ができるようマニュアルを作成すること。

第３節　業　務

対象業務は、その設置の目的に適合した運転管理、施設の正常な運転を確保するための保守点検及びその他の関連業務とする。また、業務を行うにあたって規制を受ける放流水等の排出基準及び規制基準は、関係法令の基準を遵守するとともに仕様書に示す要求水準を確保すること。

１．水処理センター等の運転操作及び監視に関する業務

（１）設備の操作及び監視に関する業務を行う。各施設の運転状況、完成図書、取扱説明書等を確認し、適切な操作を行う。

（２）中央監視業務においては、24 時間連続監視とする。中継ポンプ場等にあっては、遠方監視システムで常時監視できる状態にする。

（３）巡視点検は、処理状況及び設備状況に応じて回数を定め、施設運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。また、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、加熱の有無、計器の指示値等に注意し、内容について記録しなければならない。

（４）市が行う（別表７）に記載された改築・更新工事等による停止、試運転立ち会い・再立ち上げ運転作業を行う。また、既設設備を利用する場合の排水作業、その他の作業を含むものとする。

（５）受託者は、運転方法の変更、大規模な運転の停止及び再運転するときは市と協議しなければならない。

（６）受託者は、運転管理データを恒常的に整理し、市の求めがあった場合は速やかに提出しなければならない。

（７）その他運転操作上必要な業務を行う。

２．保守点検に関する業務

（１）水処理センター等の設備機器（機械、電気、計装、監視、建築土木付帯）・安全設備・各棟等の保守点検業務計画を作成し保守点検・整備を行う。保守点検・整備は、機器の調整、給油、消耗品の交換、清掃及び塗装等、機器が正常に稼働するための整備作業とし、受託者が技術的に可能な分解点検を含むものとする。

（2）設備機器の性能及び機能確認については、必要に応じて計測器等を用いて行うとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止を図り、設備の長寿命化や水質等に悪い影響を出さないこと。
（3）法令等で定める定期自主検査・点検を行うほか、法定検査の実施及び立会いを行う。また、法定検査・点検以外の性能維持のための専門点検（以下「専門点検」という。）を実施することにより、設備の長寿命化及び故障防止等を図ること。なお、主な検査及び点検等は（別表８）のとおりとする。
（4）外部委託を行う場合は、その計画及び実施について、市と協議を行う。
（5）市が行った改築工事等に関して不具合を発見した場合、市に報告しなければならない。
（6）各種法律に基づく点検、法定検査用点検・整備、専門点検のほか、施設の美観・安全・衛生的環境維持のため、毎年度計画的に実施する。
（7）専門点検の実施においては、製造業者等の報告書を基本とするほか、消耗品及び部品の定期交換を含めて、毎年度計画的に実施する。
（8）専門業者が保守点検等を実施する場合においては、受託者自らの責任において業者への指導監督を行うこと。なお、実施状況等について市に報告する。
（9）受託者は、継続的な業務にあっては実施ごとに、その他の業務にあっては業務完了時に、その実施結果を市に報告し、確認を受ける。

３．構造物等の維持管理に関する業務

（1）受託者は、水処理センター等の敷地内、建築物、土木構造物及びそれらの附帯設備並びに環境保全のための維持管理に努めなければならない。
（2）受託者は、市より貸与された備品等について、備品台帳を作成し、善良なる管理のもとに使用しなければならない。
（3）受託者は、受託者の責めに帰する事由により汚損、破損等があった場合は、受託者の責任において原状に復さなければならない。ただし、経年劣化によるものはこの限りではない。
（4）受託者は、水処理センター等における日常及び定期の清掃・除草・剪定について、清掃計画を作成し実施するものとする。
（5）下水道関連施設である、那須塩原西第１調整池（約８，７００㎡）及び黒磯・鍋掛地内雨水幹線管理用地（約６３０㎡）について、年２回以上除草を行うこと。

４．環境計測に関する業務

（1）受託者は、水処理センター等を適切に維持管理するために水質試験業務計画（汚泥を含む）を作成し、水質等の自主検査を行う。その項目については、下水道維持管理指針（最新版）に記載の事項とし、（別表９）を標準とする。詳細については（別表９－１）のとおり実施し報告しなければならない。なお、試験結果については整理・管理を行う。また、分析項目に自主基準値を設け、自主基準が未達成の場合、その原因を究明し改善処置を実施し速やかに報告しなければならない。
（2）受託者は、下水道法、水質汚濁防止法等に基づいて、放流水の水質試験を行わなければならない。この水質試験は、定められた方法によって必要な頻度で測定し、その結果を市に提出しなければならない。また、黒磯水処理センターの放流水については、ダイオキシン類の分析を半年に１回以上測定しなければならない。
（3）分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止しなければならない。また、薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録しておかなければならない。

５．環境対策に関する業務

（1）環境対策として、市内の河川等の水質検査を行う。測定項目及び箇所については、(別表９－２）のとおり実施し報告する。
（2）塩原水処理センターの大気分析の測定を行う。測定項目及び箇所については、(別表９－３）のとおり実施し報告する。
（3）黒磯水処理センター付近の民家２箇所の井戸水の検査を行う。測定項目及び箇所については、(別表９－４）のとおり実施し報告する。なお、受託者は、民家と十分に調整し実施するものとする。
（4）塩原水処理センターの脱臭装置の活性炭交換を行う。
（5）北那須流域関連那須塩原市公共下水道から栃木県流域下水道へ流入する接続点で流量測定及び水質分析を年１回行う。測定内容及び箇所については（別表９－５）のとおり実施し報告すること。なお、受託者は、関連自治体等と調整し実施するものとする。

６．廃棄物処理に関する業務

（1）脱水ケーキ、し渣、沈砂（以下「汚泥等」という。）の搬出について、年総量、各月及び週の搬出量を市と協議のうえ計画し搬出するものとする。また、汚泥搬出先は、市が契約を結んだ、処分、運搬業者とし、汚泥等の搬出を調整し随時行うこととする。
（2）産業廃棄物（脱硫剤、活性炭等）の処分に伴う業務を行う。
（3）一般廃棄物廃棄物（事業系ごみ等排出分）の処分を行う。

７．設備分解整備・修繕に関する業務

（1）契約期間中、水処理センター等のすべての対象施設において、設備等を良好な状態に維持又は保全するための分解整備、経年劣化等に起因する機能不全又は故障及び突発的な故障に対して機能回復する修繕を行うこと。なお、設備等の機能が正常に発揮できるよう整備方法等を市と協議する。
（2）分解整備、経年劣化等に起因する機能不全回復のための修繕及び突発的故障に伴う修繕については（別表１０）のとおり実施する。
（3）委託料に含まれる突発的故障に伴う修繕費が、業務履行期間内累計の１０００万円（税抜き）を超えた時には、市と協議する。
（4）施工状況が確認できる写真等を添付した分解整備・修繕完了報告書を作成し、市に提出しなければならない。

８．物品等の調達及び管理に関する業務

（1）対象とする物品等は、水処理センター等施設の運転、保守点検、修繕、補修塗装、水質管理、その他業務の実施に必要な全ての物品等とする。主な物品等は（別表１１）に示すとおりとする。
（2）消耗品、薬品、各種材料等の調達、管理及び支払いを適切に行うものとし、購入・使用量等を台帳等に記載する。
（3）電力、水道、通信使用料の支払業務も含まれるものとする。また、支払金額・使用量等を台帳等に記載する。なお、支払対象期間については市と受託者が協議し決定する。

９．緊急時に関する業務

（1）大雨、台風、地震等の自然災害、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合には、その状況を市に報告するとともに、施設能力の範囲において必要な措置を講じ、適切な運転方法の変更を行う。ただし、市が指示した場合は、市の指示に従って運転方法の変更その他必要な措置を行う。
（2）自然災害時に備え、「地震対応マニュアル」「豪雨対応マニュアル」等を作成し、発生時には緊急点検の実施及び報告を行う。
（3）停電の発生に対して、適切な運転対応、復電作業を行う。また、雷雨等で、瞬間停電が連

続して発生することが予想される場合は、事前に対策を行う。
（4）異常水質の発見通報及び水質試験を実施し、報告を行う。
（5）異常水量の発見通報及び運転方法の検討・実行し、報告する。
（6）異物等の除去作業を実施する。
（7）設備故障等時は点検調査を実施し、応急処置を施す。
（8）二次災害の発生が予測された時は市に通報し、その指揮の下において行動する。
（9）その他業務履行中に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、市に速やかに報告する。

１０．要求基準未達成等の措置
（1）受託者は、自らの環境計測その他により本仕様書及び維持管理業務計画書に示した要求基準が未達成もしくは未達成となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じるものとする。
（2）市の指導、監督にしたがって、すみやかに原因の究明と緊急の改善措置を実施する。
（3）原因が、有害物質の流入又は不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができないと市が認めるもの（以下「有害物質の流入等」という。）以外の場合は、市の指導、監督にしたがって、改善のための計画書を作成し、市と協議のうえ受託者の負担により改善措置を実施する。
（4）有害物質の流入等の事実を確認した場合は、要求水準の達成、未達成にかかわらず、すみやかに市に報告する。また、市が行う有害物質の流入等の原因究明と改善措置の実施に、受託者は協力するものとする。回復のために要した費用の負担は、市と受託者が協議して決定する。
（5）要求基準項目が正常になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。
（6）改善措置の効果の確認にあたっては、計量法に従うものとし、受託者の負担とする。

１１．苦情処理等住民対応業務
（1）苦情の受付と市への通報
（2）見学者へ説明及び施設案内の対応

１２．水処理センター等設備台帳等業務
（1）受託者は、維持管理に必要な設備の情報（機器の形式、性能、製造者、資産価値、修繕修理履歴等）を設備台帳としてデータベース化し、施設内で閲覧できるようにする。
（2）既存の設備台帳を改修または新たな設備台帳システムを構築する。
（3）予備品、備品、薬品、消耗品等の台帳をデータベース化し管理する。

１３．業務完了報告
（1）受託者は、本業務の実施に伴い、（別表１２）に従い業務日報・月報及び年間の業務報告書を作成し、市に提出するものとする。ただし、日報については、週１回の報告を実施するものとする。
（2）報告書は、様式を市と協議し、データを表計算ソフト等で、写真は画像データ等として作成するものとする。なお、提出は電子データ及び印刷物とする。
（3）受託者は、月報及び年間の業務報告書の提出にあたっては、市が指定する完了届とともに提出すること。
（4）受託者は、年間の業務報告書の提出にあたっては、一年間の業務の履行確認ができる資料を添えなければならない。
（5）受託者は、契約終了にあたっては、全業務期間の履行が確認できる資料を添え業務報告書を市に提出しなければならない。

１４．業務記録等の整理
（1）受託者は、業務記録などの業務の履行又は確認に必要な書類を整理し、市が提示、提出を求めた場合は速やかに対応しなければならない。

（2）受託者は、機器の保守について、必要な書類を作成し、記録しなければならない。記載内容は次のとおりとする。また、設備台帳へ機器履歴等を記録すること。
①保守点検の点検日、点検内容、点検状況及び交換部品等を記載する。
②修繕については、発見日又は警報発生日、故障状況、修繕内容等を記載する。
（3）受託者は、業務の履行に関して、市と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、市に提出するものとする。

１５．その他の業務

（1）受託者は、施設の改築等により、移転が必要になった場合は、受託者の備品、市の備品等の移動作業を実施する。
（2）市及び市が発注した第３者が実施する工事、委託、調査等について、受託者は協力しなければならない。なお、実施にあたっては、事前に協議するものとする。
（3）受託者は、市が施設及び物品等を使用する場合は協力しなければならない。

第４章 その他

１．市が行う業務

（1）汚泥等処分・収集運搬の民間委託契約締結事務。
（2）汚泥等処分・収集運搬の支払事務。
（3）栃木県下水道資源化工場との協定事務。
（4）汚泥、放流水の放射能濃度測定委託締結事務。

２．社会情勢による電気料金変動

市及び受託者は、契約期間内に社会経済状況等の変化により電力価格の基本料金・電力量単価が契約時の３％以上の増減改正があった場合は、当該年度の電気料金の変動に係る費用を協議して、それぞれが請求することができる。

３．債務負担行為による契約

本業務は、債務負担行為により締結する契約である。契約締結後、何らかの事情により本業務に係る予算が成立せず、又は減額され、もしくは削除されたときは、この契約を変更又は解除することがある。

４．リスク分担

業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は受託者が負うものとする。ただし市が負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議のうえ、市が責任を負うものとする。また、本業務における市及び受託者の責任分担は、(別表１３）のリスク分担表による。その程度や具体的内容については協議によるものとする。

５．損害賠償及び補償

（1）業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対する補償については受託者が行うものとする。また、業務期間内において受託者が誤操作等による機器等の損傷、故障等及び汚水処理等の悪化は、契約終了後も受託者の負担において速やかに補修、取替または改善により解決を行うものとする。
（2） 受託者は、業務の実施にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

６．業務契約期間終了の措置

（1） 受託者は、契約期間終了後も、維持管理で知りえた情報を外部へ持ち出してはならない。
（2）契約期間終了後３ヵ月以内に発生した水質の悪化、機器の故障等が、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵であると判明した場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければ

ならない。また、その費用は、受託者の負担とする。

（3）受託者は、提案書等により設置した設備及び契約期間業務遂行中に用いた機械器具等を市と協議し、撤去又は贈与しなければならない。

（4）受託者は、市から貸し出された施設、物品、備品、図書等を、貸し出しを受けた状態に復帰しなければならない。なお、経年劣化によるものについては、双方で協議し決定する。

7．業務移行期間と業務の引継ぎ

（1）履行期間の最終２ヵ月間を業務移行期間とする。引継ぎに要した経費は、新旧受託者双方の負担とする。

（2）受託者は、業務移行期間において、次の実施方法等に従って業務引継ぎを行うものとする。なお、業務移行期間において、受託者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

（3）引継ぎ方法

①移行期間における引継ぎは市及び次期受託者に実施するものとする。

②受託者は事業着手前に、旧受託者若しくは市より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。

（4）引継ぎ実施計画

①受託者は履行期限 60 日前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、市に提出すること。

②市と受託者は、受託者が提出した実施計画書について 10 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。

③実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

（5）水処理センター等の特性の把握

①業務事務所及び備品等の利用方法の把握

②台帳図及び現地確認等による本件施設の位置等の把握

③過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握

④データベース等保管情報の運用方法についての把握

⑤各施設設備の留意すべき特性や固有の状況

⑥常時、非常時の調整器及び各設備の設定状況

⑦特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法

⑧その他市又は受託者が必要とする事項

（6）業務実施に関する書類等の作成方法

①運営期間における維持管理計画書の作成方法

②月間維持管理計画書の作成方法

③業務報告に関する書式の作成方法

④緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法

⑤その他市又は受託者が必要とする事項

（7）その他

移行期間の実施にあたって疑義がある場合は、市及び受託者は相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

（別表１）業務概要

１．業務対象施設

処理施設

・ 黒磯水処理センター

所在地　　栃木県那須塩原市鍋掛１０８５番地

敷地面積　　約６ヘクタール

処理方法　　水処理・・・標準活性汚泥法

汚泥処理・・嫌気性消化、脱水

全体計画処理能力（日最大）　２３，２００㎥/日

事業計画処理能力（日最大）　２３，２００㎥/日

現在処理能力（日最大）　２３，２００㎥/日

事業計画処理水質（要求基準）　ＢＯＤ　１５ｍｇ/Ｌ

ＳＳ　１０ｍｇ/Ｌ

尚、計画値等は、契約期間中の事業計画変更及び更新工事等により変わる事があります。

※参考値

事業計画流入水質　ＢＯＤ　２０２ｍｇ/Ｌ

ＳＳ　１６１ｍｇ/Ｌ

・ 塩原水処理センター

所在地　　栃木県那須塩原市塩原１１８８－１

敷地面積　　約３ヘクタール

処理方法　　水処理・・・ＯＤ法

汚泥処理・・脱水

全体計画処理能力（日最大）　７，２００㎥/日

事業計画処理能力（日最大）　６，０００㎥/日

現在処理能力（日最大）　６，０００㎥/日

事業計画処理水質（要求基準）　ＢＯＤ　１５ｍｇ/Ｌ

ＳＳ　１０ｍｇ/Ｌ

尚、計画値等は、契約期間中の事業計画変更及び更新工事等により変わる事があります。

※参考値

事業計画流入水質　ＢＯＤ　１４３ｍｇ/Ｌ

ＳＳ　１０９ｍｇ/Ｌ

マンホールポンプ場

No.		処理区	施設の名称
1	単独公共	黒磯	本郷町中継ポンプ場
2		黒磯	共墾社第１中継ポンプ場
3		黒磯	共墾社第２中継ポンプ場
4	流	東那須野	那須塩原西中継ポンプ場
5	単独公共	黒磯	橋本町中継ポンプ場
6		黒磯	下豊浦中継ポンプ場
7		黒磯	下豊浦第２中継ポンプ場
8		黒磯	湯街道ポンプ場
9		黒磯	原街道下中継ポンプ場
10		黒磯	下厚崎第１中継ポンプ場
11		黒磯	下厚崎第２中継ポンプ場
12		黒磯	稲村西第１ポンプ場
13		黒磯	豊浦ポンプ場
14		鍋掛	鍋掛中継ポンプ場
15		鍋掛	センター南ポンプ場
16		鍋掛	鍋掛原第１ポンプ場
17	流域関連	東那須野	東小屋中継ポンプ場
18		西那須野	石林１号ポンプ場
19		西那須野	石林２号ポンプ場
20		西那須野	石林３号ポンプ場
21		西那須野	石林４号ポンプ場
22		西那須野	下永田１号ポンプ場
23		西那須野	下永田ハッピータウンポンプ場
24		西那須野	太夫塚１号ポンプ場
25		西那須野	太夫塚２号ポンプ場
26		西那須野	緑１号ポンプ場（仮称）Ｈ２８予定
27	特定環境保全	板室特環	板室第１中継ポンプ場
28		板室特環	板室第２中継ポンプ場
29		板室特環	板室第３中継ポンプ場
30		板室特環	板室第４中継ポンプ場
31		板室特環	板室第５中継ポンプ場
32		板室特環	大黒橋中継ポンプ場
33		高林特環	埼玉中継ポンプ場
34		高林特環	上郷屋中継ポンプ場

35		高林特環	インターポンプ場
契約期間中に新設される中継ポンプ場			

（別表２）遵守法令等

関係法令等一覧表

下水道法
労働安全法衛生法
労働基準法
環境基本法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
消防法
道路交通法
電気事業法
電気設備技術基準
内線規定
電力会社供給規定
電気用品安全法
電気通信事業法
電気工事士法
その他関係法令及び条例

（別表３）業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
着手届	1	・契約締結後速やかに提出すること。
総括責任者、副総括責任者及び水質試験員届	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務履行の条件を満たす者（有資格者含む）を記載すること。
維持管理業務計画書	1	・契約締結後から履行期間開始前までに提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①維持管理方針と目標 ②維持管理状況の把握と課題整理

		③各種管理計画（各業務の作業内容・方法・手順、計画等）
地震対応マニュアル	1	・地震時の対策マニュアル
豪雨対応マニュアル	1	・豪雨時の対策マニュアル
再委託届	1	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①再委託先の名称 ②再委託の種類、期間、範囲等 ③再委託先に対する指導方法等 ④その他委託者が指示する事項
法定資格者選任届又は変更届	1	・契約締結後から履行期間開始前までに提出すること。 ・業務履行の条件を満たすものを記載すること。

（別表４）業務実施期間中の提出資料

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
年間維持管理作業計画書	1	・毎年度開始 10 日までに、実施する作業の内容等を記載し提出すること。
年間維持管理作業報告書（年報）	1	・各年度終了後 30 日以内に提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
月間維持管理作業計画書	1	・各月 25 日までに、翌月の計画について提出すること。 ・業務ごとに、実施する作業の内容、進捗状況等について記載すること。
月間維持管理作業報告書（月報）	1	・各月 10 日までに、前月報告分を提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
協議議事録	1	・協議の都度、提出すること。
業務日報	1	・日々の業務内容を報告すること。提出は週１回とする。
故障、修繕、修理報告書	1	・その都度、速やかに提出すること。尚、設備台帳への記載も速やかに行うこと。
その他業務履行に必要な報告	1	・その都度、速やかに提出すること。

（別表５）準備機材

機材名	用途	業務事務所への常備	
		不要	必要
ユニック車	マンホールポンプ場の維持管理等に使用		○
測定機器	機器等の点検に使用		○

点検車両	点検・調査業務に使用		○
作業車両	点検・調査業務における巡視・点検等に使用		○
発電機	点検・調査業務、緊急時対応業務等に使用		○
補修機材	修繕業務、緊急時対応業務等に使用		○
ＯＡ機器	提出書類の作成、台帳等に使用		○

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要となる備品等を含む。
※常備が不要なものに関しては、迅速に対応できる配備計画とすること。
※上記機材の内、市が貸出したものは、それを使用し、維持管理等は、受託者の負担とする。

（別表６）貸与資料等リスト

１.黒磯水処理センター　各完成工事図書一式

年　度	完成図書名	主な施設名
昭和 51	建設工事その１	進入斜路・最初沈殿池・予備反応槽、反応槽
昭和 52	建設工事その２	管理本館・最終沈殿池・塩素混和池
昭和 53	建設工事その３	管理仕上・濃縮槽・消化槽
	建設工事その４	放流渠
	電気設備その１	受変電設備・水処理運転操作
	電気設備その２	自家用発電設備
	電気設備その３	受変電設備・水処理運転操作・計装
	水処理設備その１	沈砂池・最初沈殿池・反応槽・最終沈殿池・塩素混和池
	送風機設備	ブロワ設備
	汚泥処理設備その１	消化槽・濃縮槽・脱水設備
昭和 54	建設工事その５	ガスタンク基礎共・場内整備
	建設工事その６	建築付帯設備
	建設工事その７	水処理付帯・場内設備
	水処理設備その２	反応槽設備・管廊配管設備
	汚泥処理設備その２	ガスタンク設備
	電気設備その４	汚泥処理・運転操作設備
平 成 4	水処理設備その３	1/2 系列増設工事
	電気設備その５	1/2 系列増設工事
平 成 5	水処理設備その４	反応槽更新工事・電気工事含む
	建設工事その８	機械濃縮棟
平 成 6	汚泥処理設備その３	機械濃縮設備
	電気設備その６	機械濃縮設備
平 成 9	水処理設備その５	沈砂池設備更新工事
	電気設備その７	沈砂池設備更新工事
平成 10	水処理設備その６	1/2 系列水処理設備増設工事・最終沈殿設備更新工事
	電気設備その８	1/2 系列水処理設備増設工事・最終沈殿設備更新工事
平成 11	汚泥処理設備その４	濃縮設備更新工事・電気工事含む
平成 12	汚泥処理設備その５	脱水設備更新工事

	電気設備その 9	脱水設備更新工事
平成 14	汚泥処理設備その 6	消化設備更新工事・用水設備更新工事
	電気設備その 10	消化設備更新工事
平成 16	水処理設備その 7	除塵設備更新工事
	送風機設備その 2	№4 送風機増設工事
	電気設備その 11	№4 送風機増設工事

2.塩原水処理センター　各完成工事図書一式

年　　度	完　成　図　書　名	主　　な　　施　　設　　名
昭和 58	建設工事その 1	1 系ＯＤ躯体
昭和 58	建設工事その 2	
昭和 59	建設工事その 3	流入渠、放流渠、ポンプ場、1 系濃縮槽
昭和 59	建設工事その 4	2 系終沈、1 系濃縮管廊、汚泥棟、バイパス滅菌地
昭和 60	建設工事その 5	場内整備
昭和 60	水処理設備工事	1-1,1-2 軸流ポンプ、ブロワ
昭和 60	電気設備工事	受電設備、ＯＤ設備運転操作
昭和 61	建設工事その 6	工作室
昭和 61	機械設備工事	汚泥濃縮設備・ベルトプレス
昭和 61	電気設備工事その 2	汚泥処理運転操作、計装、監視
昭和 63	機械設備工事その 2	ＯＤ設備増設－電気工事を含む
平成元年	建設工事その 7	2 系ＯＤ躯体、1 系終沈、管理棟
平成元年	建設工事その 8	管理棟機械電気設備
平成 2	電気設備工事その 3	自家発、直流電源装置、情報処理装置
平成 2	機械設備工事その 3	主ポンプ・沈砂池・水処理設備（終沈掻寄機）
平成 4	機械設備工事その 4	軸流ポンプ・給気ブロワ
平成 4	電気設備工事その 4	ＯＤ設備運転操作
平成 5	建設工事その 9	3 系ＯＤ躯体、3 系終沈、2 系濃縮槽
平成 5	建設工事その 10	外灯、フェンス
平成 5	機械設備工事その 5	軸流ポンプ・終沈掻寄機・汚泥濃縮
平成 5	電気設備工事その 5	ＯＤ設備運転操作
平成 6	水処理設備工事その 2	主ポンプ・消毒設備
平成 6	電気設備工事その 6	沈砂設備増設工事
平成 19	電気設備工事その 7	直流電源盤更新工事
平成 21	水処理設備工事その 3	１系ＯＤ設備更新工事
平成 21	電気設備工事その 8	１系ＯＤ設備更新工事
平成 23	建設工事その 11	４系最終沈澱池新築　土木
平成 23	水処理設備工事その 4	４系最終沈澱池新築　機械
平成 23	電気設備工事その 9	４系最終沈澱池新築　電気

3.各マンホールポンプ場図書……１式

4.備品台帳……１式

（別表７）　市が行う改築・更新工事等

工事名	対象箇所
管理棟新設工事	黒磯水処理センター【建築】（H29～30）
中央監視設備更新工事	黒磯水処理センター【電気】（H30～31）
受電設備更新工事	黒磯水処理センター【電気】（H32～33）
特殊電源設備更新工事	黒磯水処理センター【電気】（H32～33）
重油地下タンク	黒磯水処理センター市単独工事
水中エアレーター	黒磯水処理センター市単独工事
ガスタンク	黒磯水処理センター市単独工事
機械濃縮設備	黒磯水処理センター市単独工事
№２最終沈澱池改築工事	塩原水処理センター【機械】（H27～28）
中央監視設備更新工事	塩原水処理センター【電気】（H30～31）
滅菌・用水設備更新工事	塩原水処理センター【機械・電気】（H27～28）
ポンプ場修繕更新	板室ポンプ場市単独工事

＊更新・増設計画は平成 27 年 10 月現在のものであり、変更もある。

（別表８）　主な検査及び点検等

対象設備等	業務内容
クレーン、昇降機	定期自主検査（クレーン等安全規則）
ボイラー等	定期検査（労働安全衛生法）
消防設備	定期検査（消防法）
受水設備	清掃・点検等（水道法）
自家用電気工作物	保守点検（電気設備の技術基準に適合すること）
電話設備	保守点検
重油タンク	漏洩試験・点検
ばい煙設備	濃度測定
計装設備	保守点検（各メーカーの点検事項に基づくこと）

（別表９）　水質検査

対象試験	試験項目
水質試験	日常試験
	週試験（中試験）
	通日試験
	活性汚泥試験
	一般汚泥試験

	調査研究のための試験
	その他水質管理上必要な試験
大気分析	大気分析（自主検査）
	臭気測定（塩原水処理センター）

（別表９－１）　水質検査詳細

【水処理関連】

◎：週１回　▲：週２回　○：週３回　△：月１回　■：月２回　※：運転時

【　】は試料採取系列数（維持管理で整列数は変わります。）

検体	黒磯水処理センター					塩原水処理センター			
項目	流入水 【１】	最初沈殿池流出水 【１】	エアレーションタンク 【３】	最終沈殿池 【３】	放流水 【１】	流入水 【１】	反応タンク 【３】	最終沈殿池 【４】	放流水 【１】
水温	○	○	○		○	◎	◎		◎
透視度	○	○		毎日	○	◎		◎	◎
pH	○	○			○	◎	◎		◎
SV			○				◎		
DO			○				◎		
COD	▲	▲			▲	◎			◎
SS	▲	▲			▲	◎			◎
大腸菌	◎				◎	◎			◎
残留塩素					○				◎
MLSS			▲				◎		
MLVSS			▲				◎		
BOD	◎	◎			◎	◎			◎
生物試験			◎				◎		
全アルカリ度		◎	◎			◎	◎		
全窒素	△	△		△	△	△			△
アンモニア性窒素			◎		△		◎		△
亜硝酸性窒素			◎		△		◎		△
硝酸性窒素			◎		△		◎		△
全リン	△	△			△	△			△
リン酸	△				△	△			△
ｎ-ヘキサン抽出物質	△				△	△			△

【汚泥処理関連】

【　】は試料採取箇所数

検体	黒磯水処理センター									塩原水処理センター	
項目	最初沈殿池汚泥【1】	重力濃縮汚泥【1】	余剰汚泥【1】	機械濃縮汚泥【1】	混合汚泥【1】	消化槽【2】	消化汚泥【1】	分離液【4】	脱水ケーキ【1】	重力濃縮汚泥【3】	脱水ケーキ【1】
温度	◎	◎				◎	◎				
pH	◎	◎	◎		◎	◎	◎	△		◎	
含水率	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※	◎	※
蒸発残留物	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
強熱減量	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
VTS／TS	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
全アルカリ度						◎					
SS								△			
揮発性有機酸						△					
COD								△			

【消化ガス関連】

簡易測定毎週・精密測定年１回　　【　】は試料採取箇所数

【1】簡易測定	【1】精密測定
硫化水素	硫化水素
二酸化炭素	二酸化炭素
メタンガス	メタンガス
	窒素

【通日試験】（四半期に一回）

測定項目
水温
透視度
pH
BOD
SS

黒磯水処理センターは、流入水・最初沈殿池流出水・放流水の 3 箇所。
塩原水処理センターは、沈砂池出口、放流水の 2 箇所。
時間間隔は協議の上決める。
自動採水器の利用は可。

（別表９－２）　市内河川等水質検査

下水道効果試験（四半期に１回）

【　】は試料採取箇所数　　□：年４回

	黒磯分水【２】	東那須【２】	那珂川【３】	板室【４】	塩原【４】	西那須野【３】
水温	□	□	□	□	□	□
透視度	□	□	□	□	□	□
pH	□	□	□	□	□	□
DO	□	□	□	□	□	□
BOD	□	□	□	□	□	□
COD	□	□	□	□	□	□
SS	□	□	□	□	□	□
大腸菌			□	□	□	
全窒素			□	□	□	
全リン			□	□	□	

（別表９－３）　大気分析

塩原水処理センター（年１回）

敷地境界　風下	放流口付近
【１】	【1】
気温・風向・風速	メチルメルカプタン
アンモニア	硫化水素
メチルメルカプタン	硫化メチル
硫化水素	二硫化メチル
硫化メチル	
二硫化メチル	

（別表９－４）　井戸水（地下水）検査

黒磯水処理センター付近（半年に１回）

Ａ宅【１】	Ｂ宅【１】
水道法第４条に基づく水質基準項目	水道法第４条に基づく水質基準項目

（別表９－５）　北那須流域関連接続点流量測定及び水質分析

流域接続点９か所（接続マンホール）　年１回

測定箇所（接続マンホール）	管径	測定内容
黒磯【下中野】	５００mm	・測定箇所における２４時間連続測定 ・測定箇所における２時間毎サンプリング ・コンポジションによる水質分析 ・各箇所で同日同時間に測定
塩原【大貫】（Ｓ－１）	３００mm	
塩原【接骨木】（中央№.１－１）	１５０mm	
西那須野【下永田】（中央№.１）	９００mm	
西那須野【井口】（中央№.１－２）	３５０mm	
西那須野【西富山】（中央№.１－３）	３５０mm	
西那須野【高柳】（中央№.１－４）	２００mm	
西那須野【石林】（中央№.１－５）	２００mm	
西那須野【一区町】（Ｃ２－１）	６００mm	

※委託契約期間中に変更はあり得る。

（別表１０）　設備等分解整備・修繕

工事名	対象箇所	実施回数目安等
№.4 送風機用電動機分解整備	黒磯水処理センター	履行期間中に２回
遠心脱水機分解整備（２台）	黒磯水処理センター	履行期間中に現地整備１回／台 履行期間中に工場整備１回／台
散気装置（ホルダー及び散気板）交換 １系の内３６基分	黒磯水処理センター	履行期間中に１回／基
返送汚泥ポンプ　№.1-2、1-4　交換	黒磯水処理センター	履行期間中に１回／台
次亜塩素タンク、ポンプ交換	黒磯水処理センター	履行期間中に１回
消泡ノズル交換	黒磯水処理センター	履行期間中に故障したもの
脱硫剤交換処分	黒磯水処理センター	履行期間中に１回
誘導灯交換	塩原水処理センター	履行期間中に１回
水中エアレーター分解整備（10 台）	塩原水処理センター	履行期間中に１回／台
脱臭装置　フィルター、活性炭交換	塩原水処理センター	履行期間中に１回
揚砂ポンプ交換	塩原水処理センター	履行期間中に１回
ポンプ場監視装置交換（30 台）	全エリア	履行期間中に１回／台
突発的修繕	全エリア	履行期間内累計額１０００万円

（別表１１）　物品等

電力
水道
通信（電話、インターネット、郵送料等）
燃料（プロパンガス、軽油、重油等）

工業用薬品（次亜塩素酸ソーダ、沈降補助剤（ポリ鉄）、高分子凝集剤、消泡剤、気泡助剤、脱硫剤、清缶剤等）
電気設備・機械設備用消耗品（潤滑油脂類、各種フィルター、リレー、マグネットスイッチ、アイソレータ等）
各種材料（ボルト、パッキン、ウェス、洗油、電線、配管材料、鋼材等）
工具（特殊工具含む）
補修用塗料類
理化学器具類
分析用薬品
掃除用具類
記録用紙
その他業務の実施に必要な物品

（別表１２）　業務報告書

1．業務日報に記載すべき事項 ①気象（天候、気温、雨量） ②業務従事者職氏名 ③作業内容等 ④水質分析結果等（週報告可） ⑤ユーティリティ・その他物品の使用数量等 ⑥運転機器点検結果（平日のみ） ⑦脱水機、ボイラー運転監視（運転時） ⑧その他必要事項
2．毎月の維持管理作業報告書に記載すべき事項 ①業務予定表 ②業務日報の①④⑥の月集計 ③保守点検、修繕、調整等の実施記録 ④環境計測の実施記録 ⑤事故、故障、苦情等の発生及び対応記録 ⑥施設管理業務の実施状況及び結果 ⑦その他必要事項
3．年間の維持管理作業報告書に記載すべき事項 ①毎月の業務報告書の総括 ②技術提案事項の客観的評価と実現化策 ③その他必要事項

（別表１３）　リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
経費の上昇	市の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び契約書に規定する経費	○	
	上記以外の経費の増大		○
税制の変更	税制変更	○	
工事等の遅延	市発注の「工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
	受託者発注の「工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能不足		○
対象施設の損害	市発注の「工事、第三者委託等」よる委託対象施設の損害	○	
	受託者発注の「工事、第三者委託等」よる委託対象施設の損害		○
住民対応	行政サービスに係る住民苦情、要望に関するもの	○	
	上記に係る一時対応及び上記以外のもの		○
環境問題	受託者の責による事故・災害の発生		○
	有害物質の排出・漏洩		○
事故・災害	受託者の責による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故、施設の破損、盗難、場内の不法投棄等含む）		○
	上記以外のもの	○	
性能事項の未達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
	不可抗力等による要求水準の未達成	○	
施設の損傷	受託者の責による事故・災害等による施設の損傷（不可抗力によるものを除く）		○
維持管理業務計画書記載事項の履行	維持管理業務計画書に記載した事項の不履行		○
契約業務実施に伴う下水道法以外の関係法令に基づくリスク	大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法及び条例などに基づく基準などに関すること		○
	更に上記以外の関係法令に関すること		○
契約締結のリスク	受託者の責により選定受託者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
第三者への賠償	受託者の責により第三者に損害を与えた場合		○
委託の中止・延期に関するリスク	受託者の事業放棄、破綻によるもの		○